

令和4年度

北見市住宅エコ改修補助事業

(北見市住宅省エネ・バリアフリー改修補助事業)

対象工事判断基準

■申請先・お問い合わせ等■

北見市都市建設部建設指導課 安全推進係

〒090-8501

北見市大通西3丁目1番地1

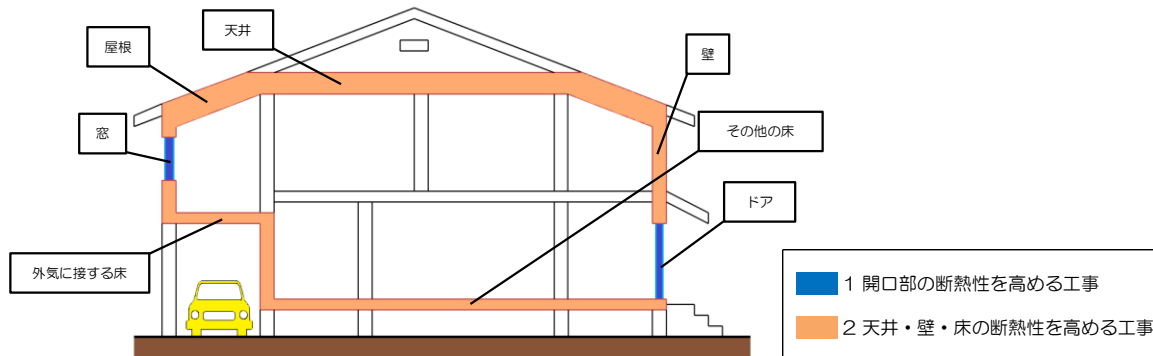
TEL : 0157-25-1154

FAX : 0157-25-1207

■ 対象工事の判断基準 ■

■ 省エネ改修工事の判断基準(1)

■ 断熱改修工事の対象箇所



1 開口部の断熱性を高める工事

判断基準：断熱性能が北見市で定める基準に適合するものとして、次の(A)又は(B)に該当するもの。

(A) 開口部の熱貫流率

- 開口部の熱貫流率が北見市で定める基準に適合する基準値は下記の通りです。

熱貫流率の基準値
(窓・ドア)

I、II地域(北見市基準)
2.33 [W/m²・K] 以下

- ① 基準値以下であること
- ② 窓・ドアメーカーのカタログ等の値を確認すること

(B) 建具とガラスの組み合わせ例

- 窓の仕様が基準値に適合する組み合わせは以下の通りです。

建具の仕様		ガラスの仕様 (as: 空気層又は中空層 [mm])	熱貫流率 [W/m ² ・K]
構造	材質		
一重サッシ	木製又はプラスチック製	Low-E複層ガラス(ガス入り)【as12】	1.9
		Low-E複層ガラス【as12】	2.33
		三層複層ガラス【as12×2】	2.33
	木又はプラスチックと 金属との複合材料製	Low-E複層ガラス【as12】	2.33
三層複層ガラス【as12×2】		2.33	
二重サッシ	建具の一方が木製又は プラスチック製	単板ガラス+Low-E複層ガラス【as6】	1.9
		単板ガラス+複層ガラス【as12】	2.33
	問わない ※1	単板ガラス+Low-E複層ガラス【as12】	2.33
三重サッシ	問わない ※1	単板ガラス+単板ガラス+単板ガラス	2.33

※1 アルミサッシ等

Low-Eガラス(Low Emissivity = 低放射)とは
板ガラスの表面に酸化スズや銀などの特殊金属膜をコーティングしたもの

■ 省エネ改修工事の判断基準(2)

2 屋根・天井・壁・床の断熱性を高める工事

判断基準：断熱性能が北見市で定める基準に適合するものとして、下記の**熱抵抗値以上**のもの。

天井・壁・床の熱抵抗値・断熱材の必要厚さ

●天井・壁・床の熱抵抗値が北見市で定める基準に適合する断熱材の厚さは下記の通りです。

住宅の種類	施工法	部位	熱抵抗値 [m ² ・K/W]	断熱材の厚さ【mm】							
				A-1	A-2	B	C	D	E	F	
在来木造	充填断熱工法	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150	
		天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130	
		壁	3.3	175	165	150	135	115	95	75	
		床	外気に接する部分	5.2	275	260	235	210	180	150	115
			その他の部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
枠組壁工法	充填断熱工法	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150	
		天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130	
		壁	3.6	190	180	165	145	125	105	80	
		床	外気に接する部分	4.2	220	210	190	170	145	120	95
			その他の部分	3.1	165	155	140	125	110	90	70
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
在来木造 枠組壁工法 又は 鉄骨造	外張断熱工法 又は 内張断熱工法	屋根又は天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130	
		壁	2.9	155	145	135	120	100	85	65	
		床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85
			その他の部分								
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30			
鉄筋コンクリート造等	内断熱工法	屋根又は天井	3.6	190	180	165	145	125	105	80	
		壁	2.3	120	115	105	95	80	65	55	
		床	外気に接する部分	3.2	170	160	145	130	110	90	75
			その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50
		土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
	その他の部分		0.5	30	25	25	20	20	15	15	
	外断熱工法	屋根又は天井	3.0	160	150	135	120	105	85	70	
		壁	1.8	95	90	85	75	65	55	40	
		床	外気に接する部分	3.2	170	160	145	130	110	90	75
			その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50
土間床等の外周部		外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40	
その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15			

熱抵抗値算出式

$$R = d \div \lambda$$

R : 断熱材の熱抵抗値 [m²・K/W]

d : 断熱材の厚さ [m] (単位注意)

λ : 断熱材の熱伝導率 [W/m・K]

■ 省エネ改修工事の判断基準(3)

2 屋根・天井・壁・床の断熱性を高める工事

断熱材の種類と熱伝導率

●断熱材の種類と熱伝導率については以下の通りです。

断熱材の種類	断熱材のランク（熱伝導率λ【W/m・K】）						
	A-1	A-2	B	C	D	E	F
	0.052 ～0.051	0.050 ～0.046	0.045 ～0.041	0.040 ～0.035	0.034 ～0.029	0.028 ～0.023	0.022 以下
無機繊維系	吹込用グラスウール	施工密度 13K 18K			30K相当 35K相当		
	住宅用グラスウール断熱材		10K相当	16K相当 20K相当	24K相当 32K相当		
	高性能グラスウール断熱材				16K相当 24K相当 32K相当	40K相当 48K相当	
	吹込用ロックウール断熱材		25K		65K相当		
	住宅用ロックウール断熱材				マット フェルト ボード		
木質繊維系	タタミボード	15mm					
	A級インシュレーションボード	9mm					
	シーリングボード	9mm					
	吹込用セルローズファイバー				25K 45K 55K		
発泡プラスチック系	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板			4号	1号 2号 3号	特号	
	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板				1種	2種	3種
	A種ポリスチレンフォーム保温板			1種1号 1種2号			
	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム				A種3	A種1 A種2	
	A種硬質ウレタンフォーム保温板					1種	2種1号 2種2号 2種3号 2種4号
	A種ポリエチレンフォーム保温板				2種	3種	
	A種フェノールフォーム保温板				2種1号 3種1号 3種2号	2種2号	2種3号

※表にない断熱材を使用する場合、熱伝導率はメーカーカタログ等の値を確認し、使用すること。

■ 省エネ改修工事の判断基準(4)

3 節水型トイレへの取替え

判断基準	<p>■節水型トイレ 次の各号いずれの要件も満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) JIS A5207に規定する「節水Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有するもの (洗浄水量が6.5ℓ以下であるもの)(2) 未使用品であること(中古品は対象外)(3) 取替え工事であること <p>また、以下にかかる費用は一体工事として含まれる。</p> <p>○トイレトーパーホルダー ○床材の張替え ○リモコン ○コンセント等の移設</p>
-------------	---

4 節湯水栓(※1)への取替え

判断基準	<p>■節湯水栓 JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有するもので、次の各号いずれの要件も満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 台所水栓において「手元止水機能(節湯A 1 ※1)」又は「水優先吐水機能(節湯C 1 ※1)」を有すること。(2) 洗面水栓において「水優先吐水機能(節湯C 1 ※1)」を有すること(3) 浴室シャワー水栓において「手元止水機能(節湯A 1 ※1) ※2」又は「小流量吐水機能(節湯B 1 ※1) ※2」を有すること。ただし、シャワーヘッドのみの交換又は「バリアフリー改修工事」の「3浴室の改良」「省エネルギー改修工事」の「7 高断熱浴槽への取替え」を行う場合は対象外とする。(4) 未使用品であること(中古品は対象外)(5) 取替え工事であること <p>※1 JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること ※2 水栓本体にサーモ及びシャワーヘッドが付いているもの</p>
-------------	--

5 高断熱浴槽への取替え

判断基準	<p>■高断熱浴槽 次の各号いずれの要件も満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) JIS A5532に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有するもの(2) 下記の全てに該当するもの<ul style="list-style-type: none">・浴室出入口の段差を2cm以下にすること・浴室への出入り建具を引戸又は折れ戸とする・改修後、浴室内に壁手すりが設置されていること(浴槽内の手すりは含まない)・身体の洗浄を容易にする水栓器具として、レバー式蛇口(シャワー付き)水栓同等以上の機能を有しているものを設置すること(3) 未使用品であること(中古品は対象外)(4) 取替え工事であること
-------------	--

■ バリアフリー改修工事の判断基準(1)

1 通路の拡幅

(1) 通路の幅を拡張する工事

(2) 出入口の幅を拡張する工事

判断基準

通路又は出入口（以下「通路等」という。）の幅を拡張する工事であって、工事後の通路等（当該工事が行われたものに限る。）の幅が、概ね750mm以上（浴室の出入口にあつては概ね600mm以上）であるものをいい、具体的には壁、柱、ドア、床材等の撤去や取替え等の工事が予想される。

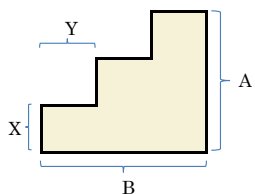
通路等の幅を拡張する工事と併せて行う幅木の設置、柱の面取りや、通路等の幅を拡張する工事に伴って取替えが必要となった壁等の工事は一体工事として含まれる。

2 階段の改良

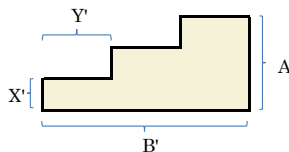
以下のような方法により、改修工事後の階段の勾配が改修工事前の階段の勾配に比して緩和されたことが確認できる工事をいい、階段の勾配を緩和する工事に伴って行う電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は一体工事として含まれる。

① 改修工事前後の立面断面図で比較する場合

● 改修工事前



● 改修工事後



$$\frac{X}{Y} > \frac{X'}{Y'}$$

X、X'：けあげの寸法
Y、Y'：踏面の寸法

または

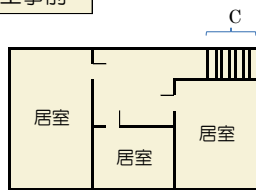
$$\frac{A}{B} > \frac{A'}{B'}$$

A、A'：階段の高さ
B、B'：階段の長さ

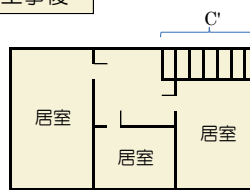
判断基準

② 改修工事前後の平面図で比較する場合

● 改修工事前



● 改修工事後



$$C < C'$$

5 手すりの取付

(1) 長さ150cm以上の手すりを設置する工事

(2) 長さ150cm未満の手すりを設置する工事

判断基準

転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として取り付けるもので、手すりを取り付ける工事に伴って行う壁の下地補強や電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は一体工事として含まれる。

※浴室内のタオル掛け、浴槽内に取り付けられている握りバー等は、手すりとして扱わない。

※浴室改修工事がある場合は、浴室以外の部分のみ補助対象とする。

6 床の段差の解消

(1) 玄関、勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまちの段差を解消する工事

(2) 敷居を撤去し、段差を解消する工事

(3) 上記以外の段差を解消する工事

判断基準

敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行うもので、取り付けにあたって工事を伴わない段差解消板、スロープの設置等は含まれないが、廊下のかさ上げ工事に伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は一体工事として含まれる。

7 出入口の戸の改良

(1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事

判断基準 開戸を引戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替える工事をいう。

(2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事

判断基準 開戸のドアノブをレバーハンドルや取手など開閉を容易にするものに取り替える工事をいう。

(3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事

判断基準 引戸、折戸等にレール、戸車等を設置する工事や開戸を吊戸方式に変更する工事をいう。

8 滑りにくい床への改良

判断基準

床の材料を滑りにくいものに取替えるもので、滑り止め溶剤の塗布やテープシールの貼付けによる表面処理のみを行うものは含まれないが、床の材料の取替えに伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は一体工事として含まれる。

9 風除室の設置

判断基準 新たに風除室を新設するものをいい、既存の風除室の修繕や、改修等は含まれない。